



企業経営における個人情報の保護について

第1回 個人情報保護法とは(上)

佐藤典文 氏 司法書士
Sato Norifumi

1. 法制定の経緯と背景

2003年5月30日に「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)いわゆる個人情報保護法が制定されました。この法律は、電子化された個人情報の利用が急速に拡大する中で、その不適切な取り扱いにより、個人の権利が侵害されることを防ぐために制定された基本法であると言われています。

国際的な個人情報の保護に対する関心の高まりの中、2001年3月に政府はこの法律の前身となる「個人情報の保護に関する法律案」を国会に提出しまし

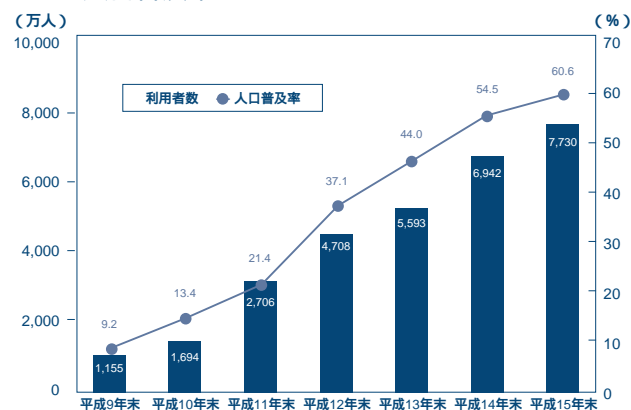
た。ところが、この法律案に対しては、報道・表現の自由への規制となりがねない、行政機関等への規制が甘い、との批判が高まり、いったん廃案となりました。そこで、政府は報道・表現の自由などに配慮した修正を行い、行政機関への罰則規定を設けた行政機関個人情報保護法などの4法案とセットするかたちで、2003年3月再度国会にこの法律を提出しました。そして、国会の審議を経て、2003年5月に現在の法律が可決成立したのです。

ところで、この法律の制定の背景には、コンピュータやインターネットなどの情

報通信技術(IT)が社会に急速に浸透するに伴い、企業の保有する個人情報の社外流出事件等が増加し、個人情報に対する一般人の不安が高まってきたということがあります。

総務省の「通信利用動向調査」によると、2003年末のインターネット利用者数は対前年比788万人増の7,730万人となり、その全人口に対する比率(人口普及率)は対前年比6.1ポイント増の60.6%となりました(資料1参照)。特に、インターネット利用者がある世帯の割合を表す世帯普及率はなんと88.1%となり、ほとんどの家庭にITが浸透している状況であ

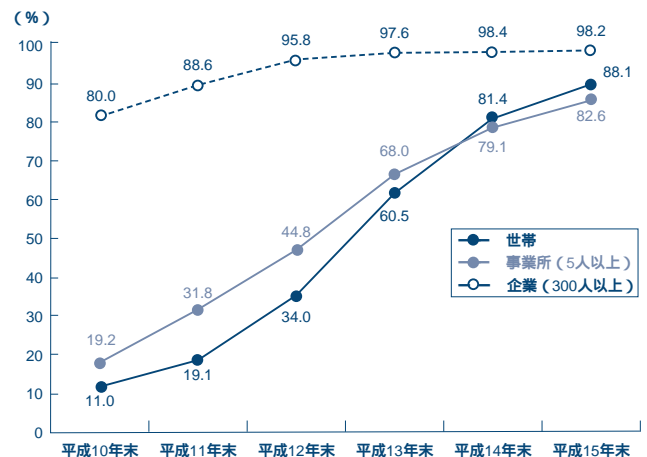
資料1 平成15年(2003年)末のインターネット利用者及び人口普及率



上記のインターネット利用者数は
・パソコン、携帯電話・PHS・携帯情報端末、ゲーム機・TV・機器等のうち、1つ以上の機器から利用している者が対象。
・6歳以上を対象。

出所：総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040414_1_a.pdf

資料2 世帯、事業所及び企業でのインターネット普及率



(注)「世帯普及率」とは「自宅・その他」において、個人的な使用目的のためにパソコン、携帯電話等によりインターネットを利用している構成員がいる世帯の割合。

出所：総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040414_1_a.pdf

と言えます(左頁・資料2参照)。その一方で、インターネット利用時の不安・不満については、「不安・不満なし」と答えている人はわずか7.8%に留まり、インターネット利用者の大部分は何らかの不安・不満を抱えながら利用していると言えます。そして、その中でも55.4%と最も多くの人が、「プライバシーの保護」について不安・不満と感じていると回答しています(資料3参照)。

そして近時、その不安が現実のものとなるかのように、企業の保有する顧客名簿などの個人情報データの流出事件が相次いで発生しています。事件が発生した企業にとっては、顧客への対応に追われるとともに、顧客の信頼を失い、業績に多大な被害を及ぼすケースも出てきています。

このような状況の中、個人情報を取り扱う民間企業においては、この法律が完全に実施される2005年4月までに、個人情報を適切に管理し取り扱うことのできる、この法律に対応した社内体制を整

備することが必要となっています。

2. 法律の構成とその施行・実施スケジュール

この法律は、6章59条および付則7条から構成されていますが、その構成上の特色として、基本法に相当する部分と一般法に相当する部分との二層構造となっている点を挙げることができます(資料4参照)。

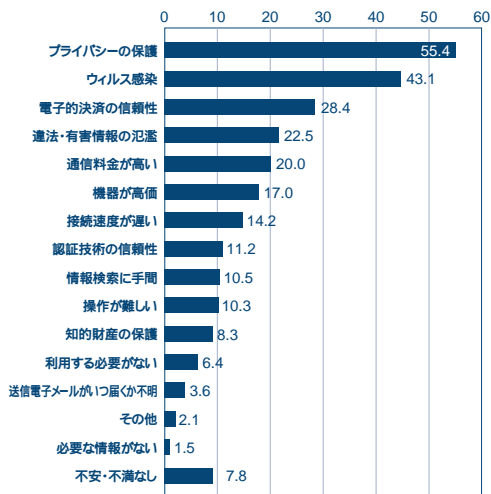
第1章から第3章の基本法の部分においては、第1章総則として法律の目的・基本理念が、第2章として国・地方公共団体の責務等が、第3章として個人情報の保護に関する施策等が明らかにされています。また、第4章から第6章の一般法の部分においては、第4章として個人情報取扱事業者の義務が、第5章として適用除外となる場合等が、第6章として罰則等が定められています。そして、この一般法の部分が、民間分野においてITを活用して個人情報を取り扱う事業

者の遵守すべき義務を定めた、ビジネスに直接関係する実質的な部分です。

第1章から第3章は、既に2003年5月30日のこの法律の公布の日から施行されていますが、第4章から第6章は、2005年4月1日に施行されることとなっています。これは、一般法の部分の対象が広く一般の民間事業者となっているので、義務規定の施行に向けた準備期間として2年間設けたためとされています。

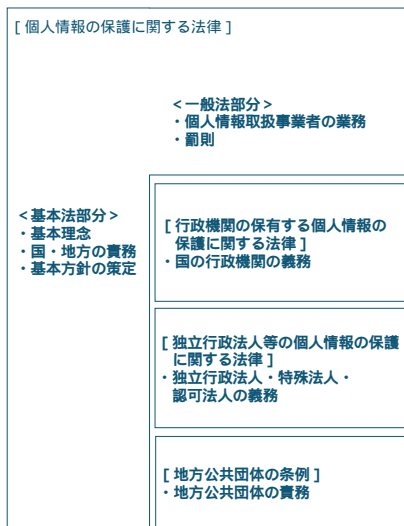
また、2003年5月の法律の公布に続き、2003年12月10日に法律の実施時期と一部の詳細な事項を定めた政令(個人情報の保護に関する法律施行令)が公布され、さらに2004年4月2日には政府の基本方針(個人情報の保護に関する基本方針)が閣議決定し、発表されました。今後は、2005年4月の法律の完全実施に向け、業界ごとの「個人情報保護ガイドライン」(各省庁が告示)と「個人情報保護指針」(民間の個人情報保護団体が発表)が順次明らかにされていく予定です。

資料3 インターネットを利用する際に感じる不安・不満



出所：総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040414_1_a.pdf)

資料4 個人情報保護法制



著者作成

1957年生まれ。1981年3月東京都立大学法学部卒業。同年4月横浜銀行に入行。2000年11月横浜銀行在職中に司法書士試験合格。2002年12月横浜銀行退職。2003年6月司法書士登録。2004年3月神奈川県横浜須賀野市に「佐藤典文司法書士事務所」開設。現在、司法書士業務を行うかわら、企業向けの法務コンサルタントを行う。

